

令和7年度 国民健康保険料の軽減・減免基準のご案内

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、所得の減少などで保険料を納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。保険料の軽減・減免については、以下の基準に基づき実施しています。

◎7割・5割・2割軽減（申請不要）

◆世帯の所得金額の合計が基準額以下の世帯

医療分・後期高齢者支援金分・介護分保険料の平等割、均等割を軽減します。

令和7年度の7割・5割・2割軽減にかかる判定の基準となる所得は、次のとおりです。

	軽減の基準となる所得金額
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）
5割軽減	43万円+30.5万円×被保険者等の数+10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	43万円+56万円×被保険者等の数+10万円×（給与所得者等の数－1）

※下線部については、給与所得者等の数が2人以上の場合のみ計算対象となります。

【適用についての注意事項】

被保険者等の数	・令和7年4月1日「判定基準日」（令和7年4月2日以降に納付義務が発生した場合はその日）現在において、国民健康保険の資格を有する方及び国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方（以下「特定同一世帯所属者」といいます。）の合計
給与所得者等の数	・一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または125万円超（65歳以上））を受ける方の合計
所得金額	・国民健康保険の資格を有する方及び特定同一世帯所属者の所得金額で判定します。 ・国民健康保険の資格のない世帯主の所得も含みます。 ・令和6年12月31日において65歳に達していた方については、公的年金等所得から15万円を控除した後の額が判定基準の所得になります。 ・青色事業専従者給与額を事業主の所得として算定した額が判定基準の所得になります。 ・事業専従者控除がある方は、控除前の額が判定基準の所得になります。 ・専従者給与にかかる所得は判定基準の所得に含みません。
再判定	・判定基準日後に世帯人数が変更となった場合でも、軽減の取り消しや再判定は行いません。 ・判定後に世帯主が変更となった場合は、軽減の再判定を行います。

◎未就学のこどもにかかる軽減（申請不要）

未就学のこどもについては、保険料の均等割を5割軽減します。

※上記の7割・5割・2割軽減が適用となる場合は、軽減後の均等割額をさらに5割軽減します。

◎産前産後期間にかかる軽減（要届出：届出書は区役所に設置しています）

◆出産する予定の方または出産した方（以下「出産被保険者」といいます。）

対象期間	出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。） ※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間
軽減内容	出産被保険者の産前産後期間にかかる所得割額及び均等割額 ※上記の7割・5割・2割軽減が適用となる場合は、軽減後の均等割額を減額します。 ※保険料が最高限度額に達している世帯については、軽減額が発生しない場合があります。
必要なもの	出産予定日や妊娠の状態がわかるもの ※出産後に届出を行う場合は、親子関係を明らかにする書類が必要です。 （例：母子健康手帳など）

◎非自発的失業者にかかる軽減（要届出：届出書は区役所に設置しています）

◆令和6年3月31日以降に倒産・解雇などの理由で離職された方（離職時65歳未満の方）

要件	・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由欄に記載の番号が「11」、「12」、「21」、「22」、「23」、「31」、「32」、「33」、「34」の方
対象期間	離職日の翌日の属する月から翌年度末まで
軽減内容	医療分・後期高齢者支援金分・介護分保険料を軽減します。 ・所得割・・・給与所得を100分の30にして計算します。 ・平等割、均等割・・・7割・5割・2割軽減の判定の際は、給与所得を100分の30にして判定します。
必要なもの	雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

◎退職、倒産、廃業、営業不振等にかかる減免（要申請：申請書は区役所に設置しています）

◆退職・倒産・廃業・休業や営業不振等のため、見込所得が大幅に減少する方

対象となる方	令和7年中の世帯見込所得（年度途中の退職等の場合は、当該状況が発生した月以降の世帯見込所得）が、前年比10分の7以下となる世帯	所得減少率	減免率
減免内容	医療分・後期高齢者支援金分・介護分保険料の所得割を減免します。	100%	100%
必要なもの	事実を証明する書類（退職証明書・離職票・雇用保険受給資格者証・廃業届・所得税予定納税額の減額承認通知書等）、見込所得がわかる書類（年金振込通知書等）	90%以上 100%未満	90%
注意事項	・保険料が最高限度額に達している世帯については、減免額が発生しない場合があります。 ・非自発的失業者にかかる軽減を受けている方については、給与所得を100分の30にした前年所得と見込所得を比較し、減免事由を満たす場合に減免を適用します。	80%以上 90%未満	80%
		70%以上 80%未満	70%
		60%以上 70%未満	60%
		50%以上 60%未満	50%
		40%以上 50%未満	40%
		30%以上 40%未満	30%

◎後期高齢者医療制度創設に伴う減免等

◆被用者保険の被扶養者であった方（要申請※：申請書は区役所に設置しています）

対象となる方	被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険の資格を取得した65歳以上の被扶養者であった方（以下「旧被扶養者」といいます。）
減免内容	国民健康保険の資格を取得した月から医療分・後期高齢者支援金分保険料を次のとおり減免します。（均等割、平等割については、旧被扶養者該当月から24か月を限度に減免します。） ・所得割…全額免除します。 ・均等割…7割、5割軽減が適用されている場合を除き、2分の1を減免します。 ・平等割…旧被扶養者のみで構成される世帯については、7割、5割軽減が適用されている場合を除き、2分の1を減免します。
必要なもの	旧被扶養者異動連絡票（市外から転入された方のみ）

◎災害にかかる減免（要申請：申請書は区役所に設置しています）

◆震災・風水害・火災等の災害にあわれた方※

減免内容	医療分・後期高齢者支援金分・介護分保険料の平等割、均等割、所得割を減免します。（被災月以降、最大12か月）	損害の程度	減免率
必要なもの	事実を証明する書類（被災証明書等）	全壊・全焼・大規模半壊	100%
		半壊・半焼	70%
		火災による水損・床上浸水	50%

※ 福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域等から避難された方については、令和6年度に引き続き、申請により減免を受けられる場合があります。

◎拘禁による減免（要申請：申請書は区役所に設置しています）

◆少年院等へ収容されている方、刑務所等（警察の留置場を含む）に拘禁中の方

減免内容	国保給付を受けられない期間の医療分・後期高齢者支援金分・介護分保険料の均等割、所得割を免除します。
必要なもの	事実を証明する書類（収容証明書等）
注意事項	・対象となる期間が1か月未満の場合、保険料免除の対象とならないことがあります。 ・対象となる期間に他の被保険者がいない月は、平等割も免除します。

ご注意

- ・減免を受けるための手続きについては、減免を受けようとする月の納期限までに申請が必要であり、特別な事由のない限り、申請があった月以降の保険料が減免の対象となります。
- ・保険料の軽減・減免を受けるためには、世帯全員の所得が判明していることが必要です。
- ・減免の申請は年度ごとに必要です。また、減免は世帯主に適用されるため、同一年度内でも世帯（主）が変わった場合は、再度申請していただく必要があります。

減免申請書を提出された場合、世帯全員の所得などを調査し、上記基準に基づき、保険料の減免適用の判定を行います。減免や納付相談については、お住まいの区の区役所保険年金業務担当へお問い合わせください。